

國學院大學学術情報リポジトリ

豊臣秀吉の唐冠と子息秀頼

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 遠藤, 珠紀, Endo, Tamaki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000681

豊臣秀吉の唐冠と子息秀頼

遠藤珠紀

はじめに

豊臣秀吉の肖像画には唐冠（烏紗帽）を被っている姿が描かれているものがある。特に慶長五年（一六〇〇）に家臣山中長俊が描かせた西教寺所蔵肖像画（玄圃霊三・惟杏永哲賛）では唐冠に垂纓が付された特異な被り物である。秀吉は実際にこのような冠を着けていたのだろうか。そしてそれはどのような意味があつたのであろうか。

秀吉の唐冠姿については入口敦志氏の研究が、肖像画につい

ては北川央氏の研究がある^①。また装束には身分秩序を可視化する機能がある。この視点から、秀吉政権の装束について寺嶋一根氏、矢部健太郎氏が検討している^②。

慶長元年九月一日、秀吉は明使と会見した。従来、この時に明から贈られた唐冠の存在が注目されている^③。翌二日、秀吉および徳川家康以下七名は唐冠と明服を着用して明使を饗応した。入口氏は、この時の姿が人々の記憶に強く残った、加えて古代より日本では唐冠が神の冠と考えられていたこと、秀吉が死後「豊国大明神」として祀られたことから、秀吉の唐冠姿が描かれたのだらうとする。しかしこの時明から下賜されたのは、

「紗帽一頂」「皮弁冠一副」である。このうち皮弁冠は儀式などに着用する冠で、秀吉に下賜されたものは、三色の玉飾が七筋ついた郡王相当の格の冠である。琉球にも同様のセットが贈られており、歴代琉球国王は皮弁冠を着用した姿で描かれている。しかし秀吉の肖像画に描かれるのは、皮弁冠でも、郡王の常服相当の烏紗折角向上巾(翼善冠)でもなく、烏紗帽に纓が付された被り物である。これはなぜなのだろうか、明から下賜された「紗帽一頂」が、この形の烏紗帽だったのだろうか。

寺嶋氏は、慶長元年の前年文禄四年(一五九五)に、すでに唐冠を着用していた事例の存在を指摘する。そして装束の視点から秀吉政権の支配秩序を検討すると、豊臣家は摂関家の一つではない、という問題点があった。その問題点を打破し、豊臣家の絶対性を示すために、文禄四年に天皇装束である「引直衣」と「唐冠」という全く新しい組み合わせを創出したとする。また入口氏の指摘したように「唐」「神」の象徴としての使用例を想定したのであろうという。寺嶋氏の指摘はおおむね首肯できるが、なぜ文禄四年なのか、唐冠と「唐入り」は無関係といえるのか、などいくつか再検討を要する点もある。また当該期の秀吉を考える上で、文禄二年に誕生した秀頼の存在が大きいことはいままでもあるまい。新たな装いの創出と秀頼の関係

も検討したい。

以上の問題意識から本稿では第一章で秀吉の唐冠につき、第二章・第三章で当該期の秀吉・秀頼の状況につき検討する。

第一章 唐冠・引直衣の着用

寺嶋氏が指摘した秀吉の唐冠姿の初例は、文禄四年(一五九五)三月二七日に年頭の挨拶に参内した時である。その姿は

唐冠大キ也、両二羽あり、髻アリ、引直衣今度被申出御着用云々、指貫紫、直衣・紫之指貫諸家可憚之云々、

というものであった(『兼見卿記』)。大きく羽と纓のある唐冠とは、まさに西教寺の肖像画に描かれたものであろう。纓は髻を収めた巾子の根元を留めていた紐の名残である。烏紗帽の場合は横に張り出した展角が同様の名残である。展角が『兼見卿記』では「羽」と表現されている部分であろうが、用途としては纓と重複する。また秀吉はこの時「申出」された「引直衣」を着していた。引直衣は、天皇の独特の着用法の直衣姿である^⑤。通常の直衣とは異なり、袍の裾を長く引き、下は指貫のかわりに主に紅長袴を着用する(場により張袴・下襲・前張大口

などを着す時もある⁽⁶⁾。ただしこの参内時、秀吉は紫指貫を着している。

まずこの「引直衣」をどのように入手したのかを確認する。参内に先立つ二月二十七日、豊臣伝奏たちが宮中に参り、秀吉の推挙による諸大夫成、秀吉子息秀頼の叙爵、そして「太閤年頭の参内に御引直衣の御衣を申出されたまき由」を申し入れ、いずれも勅許された。そして三月二日に藤宰相高倉永孝が詠えた「引直衣」と「唐冠」が秀吉と関白秀次に下賜された⁽⁸⁾。高倉永孝は装束を家業とする公家である。

寺嶋氏は、秀吉が武家清華家を引き連れて参内し、引直衣・唐冠姿を披露した。そして直衣・紫指貫の着用を今後諸家が憚るようにとし、豊臣宗家のみが身に着けられるシンボル、天皇家と異なる全く新しい権力形態のシンボルとして機能させようとしたと指摘する。纓を付した唐冠、引直衣に紫指貫という全くオリジナルな服装で、公家社会の故実を超越したものであった。さらに引直衣の申請に朝廷側が抵抗感を示している様子がない点も、当該期の公武関係をはかる上で重要であるという。また秀吉が同様の装束を着ている事例には、慶長二年（一五九七）の惣札があるとし、さらに後述の「豊臣秀吉装束覚書」から他にもあった可能性を指摘している。

慶長元年の明使との会見以前から唐冠を着用していたとの指摘は重要である。では「唐入り」とは無関係といえるであろうか。伝『大外記中原師生母記』文禄四年二月二十八日条には次のような記事が見える。これは下級官人大外記中原師廉の娘で正親町院の女房だった播磨局の日記である⁽¹⁰⁾。

とちま、からのか^(唐冠)ふりゑいを、それにつかふしたるやうに、
たいかうよりこしらへさせられて、それいてきたるを、け
ふゑもん^(高倉永孝)の^(唐冠)かみとのして、たいかうへあけ申とて、
こ、ほとへももちてきたりてみせ申、に^(日本)□^(はた)□^(はた)のか^(唐冠)ふりより
ことの外大きにて、ゑいもにほんの^(日本)いちはい^(一)ほとにこし
らへられ候事也、から^(唐冠)よりたいかうへしんもつに、からの
かふりのほりたるとて、それにゑいをこなたにてしたされ
候なり、おひた、しき大きさなり、

「とちま」が、日記の記主播磨局の許に来て、太閤秀吉からの注文の品を納品前に見せている。それは唐冠に纓を着けよ、との注文で、右衛門督（兼参議）高倉永孝を通じて献上される。唐冠は日本の冠より大変大きく、纓も通常の倍ほどの大きさだったという。この「とちま」は伝『大外記中原師生母記』には、何度か登場する人物である。殊に文禄四年八月一日条・一六日条では、下京の諸司の「知行減り分」につき播磨局と談

合しており、下級官人の一人と推測される。この二月二八日条と合わせて考えると、高倉永孝のもとで装束の縫製を担当していたのであろう。「とちま」が播磨局に唐冠を見せているのは、引直衣申請の翌日二八日である。時系列から考えると、秀吉は先に唐冠を入手し、その詠えを命じるとともに、唐冠着用にふさわしい装束として引直衣を発案し、天皇に求めたのではないだろうか。

この唐冠はどのような由来のものか。播磨局は「唐より太閤へ進物に、唐冠のほりたる」(二月二八日条)「唐よりのほりたる」とて(文禄四年三月二五日条)と記している。秀吉は文禄元年より朝鮮に兵を送っており、この時期には明との間で交渉が進められていた。文禄三年末に内藤如安が明に至り、翌年早々には明の冊封使が北京を発つていた。⁽¹¹⁾この交渉は日明双方に欺瞞の多いもので、秀吉の意図についても古くから議論がある。⁽¹²⁾

秀吉は対内的には明の「降伏」とする体をとっていた。文禄四年正月一六日付で秀吉は、秀次の動座があること、「従大明伴言之筋目、兼而今実儀とは不被思召」⁽¹³⁾ので守備を厳重にするようにとする朱印状を各所に送っており、どのようなタイミングで、どのような情報が届いていたかは不明である。またこの唐冠(烏紗帽)が実際に明からの進物であったのか、どのような

形で秀吉にもたらされたのかも定かではない。しかし秀吉は二月には、唐冠は「明からの進物である」と周囲に示していたのであろう。秀吉の意識としては、「唐入り」、明の「降伏」とこの唐冠の着用が深く結びついていたと考えられる。なお唐冠も天皇よりの下賜の形式をとる点も注目される。

次に引直衣について見る。寺島氏は指貫と組み合わせる「全くオリジナルな服装」であること、また秀吉が奏請して得たこと、朝廷側が奏請に抵抗感を示している様子がなくことを重視している。しかし天皇からの引直衣の下賜自体はさほど珍しいことではない。古くは有力公家の子息の元服には天皇に申請して冠と直衣を賜る慣例だった。⁽¹⁴⁾近い時期にも申請や褒賞によつて引直衣を与える事例が見られる。⁽¹⁵⁾武家では、織田信長が少なくとも天正四年(一五七六)、九年に下賜されている。⁽¹⁶⁾前者は信長が任内大臣の礼を献上した返礼、後者は京での左義長の催行に對する褒賞である。殿上人・藏人が下賜された天皇の袍を着る慣例も見られる。⁽¹⁷⁾下賜を請い、それを着用すること自体は、朝廷側からの違和感も特になかったのではないだろうか。形態的な差異はどうだろうか。辞書などでは平安時代末期から引直衣は長く仕立てられる、と説明される(『国史大辞典』「直衣」鈴木敬三氏執筆など)。では秀吉の時期にはどうだったのか。

『豊公遺宝図略』という史料がある。⁽¹⁸⁾ 秀吉の遺物は豊国神社に奉納され、江戸時代には妙法院に伝来した。その遺品を天保三年（一八三二）に公開した折の図録である。この中には「勅賜御直衣（紋小葵）」と「御位袍（紋立涌雲）」「二藍御直衣（紋大文）」の図が見え、それぞれ寸法も記されている。位袍は束帯を着用する時の袍で、立涌雲紋は摂政関白の紋である。この三点を比較すると、ほぼ同じ仕立てであるが、「勅賜御直衣（引直衣）の身丈は位袍より四寸七分、二藍直衣より三寸八分ほど長いようである。確かに長いが、着用する際に懷を調整することとで通常の着用が可能であろう。

秀吉の場合、この直衣を天皇に近い形で着した点は特異である。文禄四年三月の参内では長岡（細川）忠興が「スソヲ取之儀」を勤めている（兼見卿記）。通常の直衣では必要のない役であり、裾を引く形だったことが判明する。院や臣下も私的には引直衣の形で着すこともあるが、⁽¹⁹⁾ 公的な場では異例であろう。なお秀吉の肖像画でも唐冠に、やや直衣の裾が後方にたぐまっているように見えるものがある。⁽²⁰⁾ 天皇を除き直衣姿の肖像画は比較的少なく、直衣布袴の下襲でもないようである。寺嶋氏も指摘するように引直衣・唐冠姿を描いたものであろう。⁽²¹⁾

他方で天皇も内々や蹴鞠などの折には、臣下同様に襦（直衣

の裾部分）を上げて着用する。⁽²²⁾ 「御上直衣」と呼ばれ、この時は指貫あるいは指貫に類似した小口袴を着る。例えば永享九年（一四三七）一〇月二五日の晴鞠会では、一九才の後花園天皇は「御直衣、紅御打衣、紫御指貫、御文窠、令着御指貫御事、⁽²³⁾ 襲、永徳例也」と、直衣に紫指貫姿である（『薩戒記』）。後陽成天皇は、蹴鞠を好んだようではしばしば禁中で催されている。また慶長七年の殿上潤酔では紫御指貫を着している。⁽²⁴⁾ 紫指貫は若年の料であり、当時六〇代であろう秀吉には本来ふさわしくない、むしろ二〇代の後陽成天皇にふさわしい色目である。指貫も後陽成天皇からの下賜品、あるいは後陽成天皇の姿から発案したのかもしれない。

なお文禄四年三月二七日の「直衣・紫之指貫諸家可憚之云々」を寺嶋氏は「直衣・紫色指貫の着用を今後諸家が憚るようにとされたことから、これを豊臣宗家のみが身に着けられるシンボルとして機能させようとした」と評価するが、これはこの日一日の問題ではないだろうか。直衣も紫指貫も一般的な料であり、禁止することは難しいと思われる。特に紫指貫は、直衣だけでなく、参加者の多数が着用していたと推測される衣冠にも用いられる。

さて秀吉の参内は何度か延期された。伝『大外記中原師生母

『記』同年三月二五日条には次のように見える。

たいかうさま(豊臣秀吉)けふ(今日)も御さん(参内)たいと候へともふり候てのひ

候、このほとうち御さん(不審)たいとさへ候へとん、雨ふり候は

ふし(不審)んにて候、たうよりのほりたるとて、たう(唐冠)かふりめし

てひき(引直衣)なをしをめてして御まいり候はんとの事にて候よし申

か、そのゆへに雨ふり候や、ふしんなる事にて候、

秀吉が唐冠に引直衣姿で参内しようとしているから、雨が降るのだろうか、とのことで播磨局はあまり好意的には見ていないようである。秀吉は文禄五年五月一三日に秀頼と共に参内した時にも唐冠と引き直衣を着用した。これについても播磨局は「太閤の御出立、唐冠に引直衣めす、うつ、なき有様也」と批判的である（伝『大外記中原師生母記』文禄五年別記）。

秀吉が引直衣を着用していたことは、少なくとも文禄四年三月の参内、文禄五年五月の参内、慶長三年五月一七日の惣れで確認できる。また大阪城天守閣に「豊臣秀吉装束覚書」という史料が所蔵されている。これは「伏見・京御城中・大坂、(高貴本)藤宰相あつかり申候分まで」の「太閤様御装束共」紙目録で、慶長二年以降の目録と推測される。⁽²⁵⁾この中には引直衣が八点（夏三、冬五）、指貫が七点（紫四、浅葱三）、唐冠二点が書き上げられている。また一覧の中で引直衣は二番目と、直衣や香直垂

より前に記され、枚数も多い。こうした書き方から引直衣はほかの機会にも着用していたと推測される。「唐冠」も秀吉が着用していた唐冠、すなわち肖像画にみられる形の唐冠（烏紗帽）であろう。

以上より秀吉が新たな装束を創出した背景には、やはり「唐入り」があつたと考えられる。自らが近く唐と日本双方で力を持つ拔きんでた存在となるという象徴として考えられた装いであろう。慶長元年に下賜された冠服類ではなく、前年に得た唐冠（烏紗帽）が装いの基となつたため、肖像画には、纓の有無はあれ、烏紗帽で描かれたのではないか。もう一つ注目されるのは、お披露目の場となつた秀吉の参内である。この点は次章で検討したい。

第二章 秀吉の参内と秀頼の叙爵

秀吉は文禄四年（一五九五）三月の年頭の挨拶の参内に唐冠、引直衣という姿で登場した。天正一九年（一五九二）に甥の豊臣秀次に関白を譲つた後、年頭には秀次が参内するようになっており、文禄四年は久々の年頭参内であるが、三月とやや遅い時期でもある。⁽²⁶⁾

先述の通り、秀吉は引直衣の下賜とともに三歳の子息秀頼の叙爵を願ひ出ている。さらに秀吉が引直衣を着用したことが現在判明する三例のうち二例は秀頼も同席している。すなわち文禄五年五月の秀頼の初めての参内、慶長二年（一五九七）五月の秀頼伏見城移徙に伴う惣礼である。慶長二年には秀頼も引直衣を着用している。本章ではこの点に注目する。

秀頼の昇進についてはしばしば「異例のスピード」と表現される。その具体的過程については吉田洋子氏の研究がある⁽²⁸⁾。吉田氏は、朝廷は秀吉のもたらした朝廷權威の維持を願ひ、豊臣家による関白職の世襲化を望み、秀頼の異例の速さの叙位任官を後押ししようとしたと分析する。また寺嶋氏は秀吉の新たな装束の創出を、豊臣家の公家摂関家からぬきんでた立場を示すためと指摘している。これらの指摘を考え合わせるに、この秀頼の叙爵申請にも注目する必要がある。

そこで次に秀頼の叙爵と摂関家との関係を検討したい。秀頼の昇進過程および同時期の摂関家の昇進過程を表にまとめた。公家社会では家格の固定化とともにそれぞれの家の昇進ルートが定まっていた。摂関家の場合、嫡子は元服と共に正五位下に直叙される⁽³⁰⁾。また禁色・昇殿の宣下を受け、少将に任じられる。数ヶ月の内に四位、さらに越階して従三位に昇り公卿となる。

表：摂関家嫡子の昇進過程

※主に「公卿補任」・拙稿二〇一三を基に作成。実際の日付と書類上の日付に齟齬があるところもある。

豊臣秀頼

年齢	年
5	慶長2
6	慶長3
9	慶長6
10	慶長7
11	慶長8
13	慶長10
15	慶長12
16	慶長13
これ以前叙爵。9月元服。従四位下（消息宣下）。禁色。翌日左中将。	
正月昇叙？。4月従二位。権中納言。	
3月権大納言。	
正月正二位。	
4月内大臣。	
4月右大臣。	
正月辞右大臣。	
4月任左大臣？	

近衛前久

5	天文9
6	天文10
7	天文11
9	天文13
10	天文14
11	天文15
12	天文16
18	天文22
19	天文23
12月30日元服。正五位下。禁色。昇殿。	
正月3日左少将。5日従四位上。2月左中将。従三位。	
2月正三位。権中納言。兼中將。	
正月従二位。	
12月権大納言。	
3月右大将。12月左大将。	
正月正二位。2月内大臣。	
正月右大臣。辞左大将。	
3月関白。4月左大臣。（以下略）	

近衛信尹 ※幼少時在国

年齢年	
13	天正5 閏7月12日元服。正五位下。禁色。昇殿。20日左少将。
14	天正6 9月從四位上。11月左中將。從三位。
16	天正8 正月正三位。3月權中納言。兼中將。11月權大納言。
18	天正10 2月從二位。11月内大臣。
21	天正13 3月右大臣。5月左大臣。7月從一位。(以下略)

九条兼孝 ※一条晴良男

5	弘治3 4月元服。正五位下。禁色。雜袍。左少将(消息宣下)。
7	永禄2 12月從四位下。
8	永禄3 7月正四位下。左中將。
9	永禄4 正月從三位。
11	永禄6 3月權中納言。兼中將。
13	永禄8 3月正三位。
15	永禄10 11月權大納言。
17	永禄12 12月從二位。
21	元龜4 11月右大將。
22	天正2 2月正二位。
23	天正3 2月右大臣。
24	天正4 11月左大臣。(以下略)

九条忠榮

年齢年	
5	天正18 2月21日元服。正五位下。禁色。昇殿。22日左少将。
6	天正19 正月從四位下。左中將。
8	文禄2 11月從四位上。
14	慶長4 12月權中納言。從三位。兼中將。
16	慶長6 正月正三位。
17	慶長7 正月從二位。
19	慶長9 8月權大納言。10月正二位。
21	慶長11 9月左大將。
22	慶長12 正月右大臣。
23	慶長13 12月關白。(以下略)

一条内基 ※兄死去により家督繼承。

11	弘治4 正月元服。正五位下(陣宣下)。禁色。翌日、右少将。
12	永禄2 昇殿。6月從四位下。
13	永禄3 7月正四位下。左中將。
14	永禄4 正月從三位。
16	永禄6 8月權中納言。兼中將。
18	永禄8 6月正三位。
20	永禄10 12月權大納言。
26	天正1 12月從二位。
28	天正3 6月正二位。在国。
29	天正4 11月内大臣。
30	天正5 11月右大臣。
	11月左大臣。(以下略)

二条昭実		年 齢
13	永禄11	12月正五位下。元服。翌日侍従。
14	永禄12	正月左少将。4月従四位上。12月左中将。
15	永禄13	正月従三位。
16	元亀2	2月權中納言。兼左中将。
17	元亀3	11月正三位。12月權大納言。
18	元亀4	6月従二位。
19	天正2	正月正二位。
22	天正5	11月左大将。内大臣。
24	天正7	正月右大臣。
29	天正12	12月左大臣。
30	天正13	2月関白。辞任。(以下略)
鷹司信房 ※二条晴良男。信長の援助で鷹司家を再興。		
15	天正7	11月22日元服。正五位下。禁色。昇殿。雑袍。24日右少将。
16	天正8	正月従四位下。3月右中将。6月従四位上。
17	天正9	正月従三位。4月權中納言。兼中将。
18	天正10	正月權大納言。7月正三位。
19	天正11	6月従二位。
24	天正16	正月左大将。12月正二位。
25	天正17	正月従一位。(以下略)

る。官も参議は経歴せず、非参議三位から中納言中将、大納言、大臣に至る。時々の事情にもよるが(豊臣期には全般に公家の昇進は滞っている)、特に秀吉が猶子となった近衛家の昇進はこの時期早い。

文禄四年二月の秀頼の叙爵(叙従五位下)申請は勅許されたと記されている。⁽³¹⁾しかし翌年正月二七日にも叙爵を奏聞しており、文禄四年時は実行されなかったようである。朝廷側から秀頼の叙爵を拒否するとは考えにくく、秀吉側からの取り下げと推測される。文禄五年時も叙爵されなかったとの説もあるが⁽³²⁾、さらに翌年慶長二年には従五位上から従四位下に昇叙しており、これ以前には叙爵されていた。文禄五年二月には秀頼の近々の参内が企図され、「御諱・叙爵等内々取沙汰ニ及了」と見える。⁽³⁴⁾前年来の秀吉の体調不良もあつたのか、実際の参内は五月となるが、参内を前に叙爵され、それに伴い「秀頼」の諱も定められたのであろう。⁽³⁵⁾前章で述べた通り、文禄四年の秀頼叙爵の希望は、秀吉の引直衣着用、配下の諸大夫成とともに申請されている。後二者は直後の参内の準備であろう。当日は「新公家衆」も参内している。とすると秀頼の叙爵申請も同様の可能性がある。秀吉は秀頼を伴つての参内を考えており、それが中止になったために叙爵も延期されたのではないか。

三月三日には秀吉と秀頼に対し伏見城で礼が行われ、その場で勅使から引直衣も届けられた。秀吉はこれを参集した人々に見せ、「お召しになってください」との声を受けて羽織り、上機嫌だったという。⁽³⁷⁾これも象徴的な行為であろう。

文禄四年に秀頼の叙爵が取りやめになった背景には、関白秀次の存在も推測される。この時点では秀頼は摂関家の嫡子と定められてはいない。秀次にも何人かの子息がいたが、叙爵されていたかは定かではない。文禄二年には秀次の娘と秀頼の婚約がなされ、⁽³⁸⁾四年四月ごろには、秀次の二歳の子息を、急逝した甥豊臣秀保の後継として大和国主とする案が持ち上がった。秀次子息本人とその母は大和には下向せず、伏見に居住するとされた。⁽³⁹⁾さらに五月には秀次の正室若政所(池田信輝女)、二人の若君、兄若君の母が伏見に移徙している。⁽⁴⁰⁾どちらかが大和を継ぐ予定の子息であろうか。またこの時期秀吉は重篤に近かったようである。そして七月、秀次事件が発生し、秀次は切腹、子息たちも処刑されることとなった。秀頼の参内(おそらく叙爵も)は文禄五年五月に盛大に行われ、嫡子・後継者としての威儀を示した。参内に先立ち、徳川家康が内大臣に、前田利家が権大納言に任じられ、京都所司代前田玄以には徳善院の号と僧正位が与えられた。⁽⁴¹⁾秀吉政権にとっての一つの画期であ

る。この参内にも秀吉は唐冠・引直衣姿であった。

次の慶長二年五月の惣礼は、秀頼の伏見城移徙を受けて、勅使以下諸公家・諸門跡・諸大名が礼を行ったものである。秀吉と秀頼は「夏御引直衣」を着していた(唐冠の着用は不明)。

秀頼はそのまま伏見城にとどまった。同年九月、五摂家に対し勅問が出されている。⁽⁴²⁾諮問内容は秀頼の元服に関する下記の七項目である。

秀頼御方御元服之事

- 一、禁裏にて可有之歟、私にて可有之歟之事
- 一、加冠御仁躰之事
- 一、理髪仁躰之事
- 一、着座仁躰并人数之事
- 一、御道具并持参之役者仁躰之事
- 一、御官位之事
- 一、陣儀之事

これに対する各当主の返答はおおよそ一致している。加冠は禁裏で行うならば天皇が勤め、私邸ならば太閤秀吉が勤める、理髪は藏人頭が適当である。官位は当日に正五位下(一条内基のみ正五位上)に叙し、当日夜に禁色宣下と昇殿宣下、翌日に少将に任じるようにという。各当主たちは秀頼を摂関家の嫡子の

扱いと考えていることが窺われる。また宣下の在り方は、「陣儀」は略儀なので、叙位は「召仰」で行ない、禁色宣下は「陣儀」で行うようにという。「召仰」とは、朝廷から遣わされた職事が元服の場で「正五位下に叙す」旨を伝える方式、「陣儀」（陣宣下）は天皇の命令を受けて、陣座で上卿と職事が書類を調える方式である。そのほかさらに略儀として、陣座の手続きはなく、上卿からの書類のみで任命される「消息宣下」があった。

秀頼は二八日に京の私邸で使者を迎えた。『孝亮宿禰記』同日条には次のようにある。

廿八日、晴、今日太閤内令参給、同若公（秀頼）御同道、何モ御車也、今日秀頼（五才）^{秀吉公}、^{カト}帳任従五位上ヨリ叙従四位下転任、依太閤^例御元服秀頼無之、消息宣下云々、上卿勸条寺大納言晴豊、奉行書出日野頭左中弁、位記大内記作之、砂金一裏十両拝領、大外記中原師生禁色宣旨、砂金一裏十両拝領、位記副使千足、^{カト}簾行儼記也、禁色宣旨副使千足、

藏人壬生孝亮によれば、秀頼は「消息宣下」で従五位上から従四位下に昇叙された。また禁色宣下を受け、父子で参内し、天皇に対面した。このように元服前に叙爵、元服後に中将に昇る例は室町幕府の將軍家や清花家の一部に見られる。例えば秀吉

のブレーン菊亭晴季は天文九年（一五四〇）に二才で叙爵、三才で従五位上侍従、四才で正五位下左少将、五才で従四位下、六才で従四位上、七才で正四位下、同年元服し左中将、翌年従三位と昇進する^③。

秀頼の官職は中将とされた（『義演准后日記』『舜旧記』）。山科言経のみは二八日条に「少将に御拝任也云々」との伝聞を記し、翌二九日条に「中将御拝任也云々」とする。先述の通り摂関家嫡子は元服の直後に少将に任官する慣例があった。『孝亮宿禰記』二八日条には官職に関する記述は直接は見えない。勸修寺晴豊を上卿、日野輝資を書出弁とする口宣案、大内記による位記、大外記による禁色宣旨が届けられている。山科言経は当初摂関家の先例によって少将に任じられたと考えたが、実際には『義演准后日記』『舜旧記』に見えるように中将に直任だったのでないだろうか。また事前の勅問では、加冠・理髪・着座の人々など元服に奉仕する人々の人選が問題となっている。しかし諸記録には結局誰が勤めたかは記されず、孝亮は「依太閤^例御元服秀頼無之」と記す。少なくとも公家の故実に基づく形で元服の儀式は行われなかった可能性がある。

このように秀吉による新たな装束の創出は、秀頼の問題とも結びついていたと推測される。文禄四年の唐冠・引直衣での参

内は、秀次に関白を譲ったのち久々の年頭参内であるが、当初は秀頼の叙爵・初参内も同時に行われる予定だったと推測される。結局、秀頼の叙爵・初参内は秀次事件を経た翌年となり、以後は秀頼が後継の位置を確立した。

第三章 その後の秀頼の昇進過程

最後にやや脇道にずれるが、豊臣宗家と公家摂関家の関係を窺うという観点から、秀頼のその後の叙位任官についても触れたい。

慶長三年（一五九八）正月、再建中の四天王寺の棟札への秀頼の官位の書き方について、所司代前田玄以から豊臣伝奏中山親綱・久我敦通に相談があった。これに対し天皇は一階昇叙させて「正四位下」としてはどうか、と示した。しかし玄以は「幼少ニテ、御官位モ高位高官不成時ニ如此被調之段、却而可然御座可有歟」と述べる。「幼少でまだ高位・高官ではない時にこのように再建するというのがかえって良いのです」というような返答であろうか。これを受けて五摂家に勅問が出された。近衛信尹は次のように返事をしている。

中山・久我天王寺建立ノ棟札ノ事談合也、秀頼四位也、去

年元服之通ナラハ三位可然歟と申了、⁽⁴⁶⁾

去年元服の扱いならば三位になるのが適當である、との意見である。近衛前久は元服から二ヶ月、信尹は四ヶ月で従三位に叙されており、いずれも従四位上からの越階である。九条兼孝も「右之趣可然候哉」と、天皇の意向に賛意を表している。⁽⁴⁵⁾ すなわち摂関家当主たちの意識の中では順当な昇進であろう。なお四天王寺の金銅行事鉦には、「慶長四曆己亥二月吉祥日」「従四位下豊臣朝臣秀頼」の銘文があるという。⁽⁴⁶⁾

同四月、秀頼は参内し、六歳で権中納言に昇る。⁽⁴⁷⁾ 参議を経ず権中納言に直任されるのは摂関家嫡子の常例である。位階も従二位となった。従四位下から越階したのか、⁽⁴⁸⁾ 正月に正四位下あるいは三位に叙されていたのかは不明である。この昇進に当たっても、天皇は大納言に任じようとしたが、秀頼が辞退し、重ねての仰せにより中納言となったとの挿話が挟まれている。正月のやりとりも含め、天皇からの発議の形をとり、辞退の姿勢を見せつつ、官位を進めるという流れが見える。一方でこれも摂関家の慣例である中将を兼任した中納言中将とはならなかったようである。

秀吉政権末期には公家の大臣は長らく不在だった。⁽⁴⁹⁾ 慶長三年に秀吉が死去すると、同年末に右大臣菊亭晴季、慶長五年末に

左大臣九条兼孝、慶長六年に左大臣近衛信尹が還任する。吉田氏は秀吉没後の秀頼の位置づけを物語る史料として、陽明文庫所蔵近衛信尹書状（父前久宛カ）を紹介、分析された⁽³⁰⁾。吉田氏はこの書状を慶長五年春から初夏のものと推測し、書状中の「一兩年の内に秀頼を左府になしまいらせられ候はん事きそひ申候に」という文言から、「朝廷が秀吉の死後秀頼を左大臣に就任させようと懸命になっていた」と評価する。しかし私見ではこの書状は慶長四年年末のものと推測される⁽³¹⁾。また吉田氏が注目された箇所の前後を掲げると、

内府へこの夏も、前官にてくらし申候はんと存候よし、くはしく申候、一兩年の内に秀頼を左府になしまいらせられ候はん事、きそひ申候に我々まかり成候て、又同篇に前官になり申候はん事もいらぬ事にて候よし、申候へは、たい長老・かつかうなどもあはされ候て、よきしつけにて候など、とりなしにて候つる、よく／＼御とりなし候へく候、かしく、

とある。この記述はこの（慶長四年）夏に徳川家康と交わしたやり取りと解釈される。この夏に家康に対しても、自分は前官のままであるといふと詳しく申した。一兩年の内に秀頼を左大臣にすると、競合する私が左大臣に還任して、秀頼の任

左大臣に伴いまた前官になるのもいらぬことです、と申した（左大臣が問題となっているのは、信尹が前左大臣のためである）。その時、西笑承兌と閑室元估も居合わせて家康にとりなしてくれた。なので今回（慶長四年末）も辞退のとりなしをよろしく、という内容であろう。

当時の雰囲気を知ることのできる貴重な史料であるが、ここから朝廷が秀頼の昇進に懸命になっていたと解釈できるかは不明である（朝廷が「きそひ申」は不自然であろう）。一方、信尹が家康に断りを入れていたこと、家康に対するとりなしを求めていることが注目される。すなわち家康にこの時期、公家大臣を還任しようとの意思があったことが窺われる。信尹書状ではこの時、翌年正月の節会の上卿のために還任が求められたようである。こうした公事遂行のために公家大臣が必要とされていたのであろう。大臣の中で最初に還任した菊亭晴季は天皇の改名の上卿を勤めるためであり、慶長六年の信尹の還任も県召除目再興の執筆を勤めるためだった⁽³²⁾。秀吉の死の直後には、公家たちの中では権中納言の秀頼の早期の昇進が予測されていたが、慶長五年に関ヶ原合戦が勃発し、秀頼は翌々年ようやく権中納言となった。

このように見ていくと、秀吉生存中の秀頼の昇進は早いもの

であるが、摂関家の嫡子という認識の下では、朝廷の常識を超えた「異例のスビード」とまではいいえない。またこの慶長三年の昇叙、秀頼の元服、また天正一八年（一五九〇）に秀頼の兄鶴松を秀吉後継とする折など、摂関家としての立場にかかわる事案には、秀吉は五摂家に対し勅問の形式で意向を確認している。こうした配慮もあり、他の公家からも大きな反発を招くことはなかったであろう。

おわりに

文禄四年（一五九五）、秀吉は唐冠に引直衣という新しい装いを創出した。唐冠は「唐からの進物」とされ、それに組み合わせる装束として引直衣を天皇に申請、下賜されたと推測される。この「唐冠」が、本当に明からの進物であったかは不明であるが、明との交渉が進む中で得たものだったのであろう。両国で認められた新たな存在となるという意識の頭れが、唐冠に日本風の纓を加え、天皇をイメージする引直衣を着した装束だったのではないだろうか。一方でこの唐冠も引直衣も天皇からの下賜の形式をとっている。

加えて文禄二年誕生の子息秀頼の存在も大きいと考えられ

る。秀吉は引直衣とともに秀頼の叙爵を申請した。これは新たな装束、豊臣の披露となる参内に秀頼も伴おうとしたと推測される。この時は実行されなかったが、秀頼の初参内にも唐冠・引直衣を着している。以後秀頼はおおむね摂関家の嫡子として順調な昇進を遂げ、後継者としての姿を示した。

最後に、西教寺の肖像画を始め秀吉の肖像画では、足に白い襪という靴下にあたるものを履いているものがある。本来は直衣では素足に浅沓を履き、襪は着けない。しかし高齢の者には襪の着用が勅許されることがあった。肖像画の描き方からは、秀吉もそうした特権を得ていたのではないかと推測される。

注

- (1) 北川央「豊臣秀吉像と豊国社」黒田日出男編『肖像画を読む』角川書店、一九九八年。入口敦志『武家権力と文学』ぺりかん社、二〇一三年。
- (2) 寺嶋一根「装束からみた豊臣政権の支配秩序」『洛北史学』一七、二〇一五年。
- (3) 河上繁樹「豊臣秀吉の日本国王冊封に関する冠服について」『学叢』二〇、一九九〇年。入口敦志『武家権力と文学』ぺりかん社、二〇一三年。
- (4) 大庭脩『古代中世における日中関係史の研究』同朋舎出版、一九九六

- 年。明から下賜された冠服については、ほかに豊見山和行「琉球王国形成期の身分制について」『年報中世史研究』一二、一九八七年。須田牧子「原本調査から見る豊臣秀吉の冊封と陪臣への授職」(黒嶋敏・屋良健一郎編『琉球史料学の船出』勉誠出版、二〇一七年)など参照。
- (5) 近藤好和「天皇の装束」中公新書、二〇一九年など。
- (6) 「後水尾院当時年中行事」(宮内庁書陵部所蔵)『御湯殿上日記』大永七年四月二〇日条。永禄元年九月二六日条。『建内記』嘉吉三年三月一〇日条。
- (7) 『御湯殿上日記』文禄四年二月二七日条。以下、仮名史料の本文での引用は適宜漢字交じりに改める。
- (8) 『御湯殿上日記』文禄四年三月二日条。
- (9) 『言経卿記』慶長二年五月一七日条。
- (10) 伝「中原師生母記」については拙稿「中世後期の女性の日記」(『日本文学研究ジャーナル』二、二〇一七年)、「伝」『大外記中原師生母記』(播磨局記)文禄四年別記(『古文書研究』九一、二〇二一年)参照。
- (11) 中野等「文禄・慶長の役」吉川弘文館、二〇〇八年。
- (12) 堀新「織豊期王権論」校倉書房、二〇一一年。佐島顕子「文禄役講和の裏側」山本博文・堀新・曽根勇二編『偽りの秀吉像を打ち壊す』柏書房、二〇一三年。跡部信「豊臣政権の権力構造と天皇」戎光祥出版、二〇一六年など。
- (13) 名古屋博物館編『豊臣秀吉文書集』七、五一〇九号〜五一一六号。
- (14) 「後愚昧記」永和二年七月二日条。『公名公記』嘉吉二年二月一日日条など。
- (15) 「実隆公記」永正三年九月一三日条。天文元年二月二〇日条。『御湯殿上日記』天正一五年五月二八日条。『言経卿記』慶長八年二月八日条など。
- (16) 『言経卿記』天正四年十一月二三日条。『孝親公記』天正四年一月二三日条。『御湯殿上日記』天正九年二月二八日条。
- (17) 中井真木「王朝社会の権力と服装」東京大学出版会、二〇一八年。下橋敬長述著・羽倉敬尚注「幕末の宮廷」平凡社、一九七九年。
- (18) 国立国会図書館デジタルコレクションにて閲覧。請求記号八四一・一九。
- (19) 近藤好和「天皇の装束」中公新書、二〇一九年。
- (20) 慶長四年西笑承兌賛宇和島伊達文化保存会所蔵肖像画。慶長五年南化玄興賛妙興寺所蔵肖像画。高台寺所蔵肖像画。大阪城天守閣所蔵の肖像画など。
- (21) 寺嶋一根「平成二十八年大会発表要旨 御引直衣の記憶」『服飾美学』六三、二〇一七年。
- (22) 『世俗浅深秘抄』など。
- (23) 『御湯殿上日記』文禄四年二月二八日条など。
- (24) 『言経卿記』慶長七年正月二日条。
- (25) 「豊臣秀吉装束覚書」(大阪城天守閣蔵)。渡辺武・内田九州男「昭和60年度大阪城天守閣新規収蔵資料について」『大阪城天守閣紀要』一五、一九八七年。
- (26) 矢部健太郎「豊臣政権の支配秩序と朝廷」吉川弘文館、二〇一一年。
- (27) 『御湯殿上日記』文禄四年二月二七日条。
- (28) 吉田洋子「豊臣秀頼と朝廷」『ヒストリア』一九六、二〇〇五年。
- (29) なおこの時期には、在国であったり、家を継ぐ予定ではなかったりとイレギュラーなこともある。また豊臣政権下では公家の大臣が少なく変動もみられない(藤井譲治「天皇の歴史五 天皇と天下人」講談社、二〇一一年)。
- (30) 樋口健太郎「元服叙爵からみた摂関家」『龍谷大学日本古代史論集』三、二〇二〇年。
- (31) 『御湯殿上日記』文禄四年二月二七日条。

- (32) 『孝亮宿禰記』 文禄五年正月二七日条(宮内庁書陵部所蔵)。
- (33) 藤井讓治『天皇の歴史五 天皇と天下人』講談社、二〇一一年。福田千鶴『豊臣秀頼』吉川弘文館、二〇一四年。
- (34) 『義演准后日記』 文禄五年二月二日条。
- (35) 福田千鶴氏・金子拓氏は参内を「秀頼」の諱決定の契機とする。福田千鶴『豊臣秀頼』吉川弘文館、二〇一四年。金子拓「豊臣秀頼の諱をめぐる史料」『古文書研究』八二、二〇一六年。
- (36) 秀吉の年頭祝賀と叙任御札の關係は矢部健太郎氏の指摘がある(『豊臣政権の支配秩序と朝廷』吉川弘文館、二〇一一年)。
- (37) 『御湯殿上日記』 文禄四年三月三日条。
- (38) 『駒井日記』 文禄二年一月一日条。
- (39) (文禄四年) 四月二七日「木下吉隆書状」(東京大学史料編纂所所蔵『堅田文書』一八。二〇一九年、村井祐樹氏により紹介された)。
- (40) 伝『大外記中原師生母記』 文禄四年五月二八日条。秀次の正室は菊亭晴季女一の台とされることもある。摂関家などの正室は北政所として、元来は独自の家政機関を構える存在だった。前代の北政所が大(北)政所、次代が若政所と称される。秀次周辺の場合は、秀吉母が大政所、室が北政所である。そして池田信輝室が若政所と称されており、彼女が秀次の正室であり、豊臣宗家の次代の正室の扱いと位置づけられる。なお秀吉は天正記の一つ「任官之事」には、内大臣に昇任した天正一三年三月に勅使が大政所と北政所を任じた、と記されている。北政所を宣旨で任じる例はほかに見られないが、政所の号を意識していることが確認できる。一方「一の台(対)」は上臈女房に見られる称号で(室であることも)、当時の公家たちの史料でも菊亭の女は「上臈女房」として記されている。秀吉の体調が悪かったことは、拙稿「豊臣秀次事件と金銭問題」(『日本歴史』八六七、二〇二〇)参照。
- (41) 伝『大外記中原師生母記』 文禄五年別記五月一日条。一三日条『兼見卿記』 文禄五年五月一三日条など。
- (42) 「九条忠栄元服關係一件 天正十八年」「秀頼公元服間事 慶長二年勅問並勅答覚」(宮内庁書陵部所蔵。九条家文書二一四五)。陽明文庫所蔵。
- (43) 『公卿補任』 天文一七年条。その子菊亭季持は、天正四年二才で叙爵、四才で従五位上侍従、五才で正五位下、六才で従四位下、九才で元服し左中将、一〇才で従四位下、一一才で従三位となる(『公卿補任』 天正一四年条。このほか西園寺実益は二才で叙爵、侍従となり、六才で従五位上、九才で正五位下、一一才で元服すると従四位下左中将、一三才で従三位となった(『公卿補任』 元龜三年条)。
- (44) 『三藐院関白記』 慶長三年正月一〇日条。
- (45) 「日記」(国立公文書館所蔵『押小路文書』 八八)。
- (46) 木村展子「四天王寺の慶長再建について」『美術史論集』 九、二〇〇九年。
- (47) 『御湯殿上日記』 慶長三年四月一八日条。『義演准后日記』 慶長三年四月二四日条。
- (48) この時期、正四位上は叙されないのが通例である。黒板伸夫『平安王朝の宮廷社会』吉川弘文館、一九九五年。
- (49) 藤井讓治『天皇の歴史五 天皇と天下人』講談社、二〇一一年。
- (50) 「近衛信尹書状」(一般文書目録一四一四。東京大学史料編纂所架蔵写真帳六一七・一六八・一三二・一九)。史料写真により吉田氏の翻刻を改めた箇所がある。
- (51) この書状は、豊国社がすでに存在し、信尹が慶長六年正月に左大臣に復任する前である。すなわち慶長四年か五年となる。さらに内容を見ると、正月に節会が開催されることとなり、その上卿を勤めるためであるろう、復帰を表向きには辞退してないのではないかと、信尹の仕が求められたようである。すなわち年末の書状と推測される。これ

に対し信尹は、お忘れでしょうか、と今年改元が発起された時の話を
持ち出している。その前年は急であつたので了承したが、今年はまだ
改元まで日もあり、稽古も出来るので他の人に仰せられるよう、自分
が現任となるのは斟酌したい、と申し上げて、菊亭晴季が上卿となつ
た。その経緯のように既に表向きにも辞退している、との返答である。
改元は慶長三年十二月に一度話題となっている『時慶卿記』慶長三
年十二月九日条。その翌慶長四年にも改めて企図されたのではない
だろうか。これらから慶長四年末と推測される。本書状については別
稿を予定している。

(52)

『言経卿記』慶長三年十二月二十七日条。『三藐院閔白記』慶長六年三月
一九日条。

(53)

慶長四年西笑承兌賛字和島伊達文化保存会所蔵肖像画。慶長五年南化
玄興賛妙興寺所蔵肖像画。

(54)

『建内記』文安四年正月一日条。

